

平成30年7月豪雨里庄町災害義援金について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」により、里庄町内でも多くの甚大な被害が発生しました。

このたび、被災された方々を支援することを目的とした義援金が岡山県から配分されましたので、次のとおり義援金の第1次支給を行います。今後も、里庄町は、被災された方々に対し義援金を配分する予定ですので、該当される方はお手続きをお願いします。

1 対象者

- ①人的被害で「死亡」された方
- ②住家が「全壊」・「半壊」・「一部損壊」・「床上浸水」・「床下浸水」された方

2 義援金支給の区分・金額

被害区分		配分金額
①人的被害	死亡者	200,000円
②住家被害	全壊	160,000円
	半壊	75,000円
	一部損壊	15,000円
	床上浸水	45,000円
	床下浸水	7,500円

3 申請方法

町がり災証明書を交付した方で、対象になる方については、世帯主宛に義援金申請書を送付します。申請書が届きましたら、里庄町役場健康福祉課までお越しください。

○受付時間：8時30分から17時15分（土・日・祝日を除く）

○受付窓口・問合せ先：里庄町役場健康福祉課（里庄町健康福祉センター内）

☎0865-64-7211

○携行品：①人的被害

義援金申請書、身分証明書（免許証など）、通帳の写し、印鑑、戸籍謄本

②住家被害

義援金申請書、り災証明書の写し、身分証明書（免許証など）、通帳の写し

4 支給方法

口座振込

5 その他

- ・被災された方で、り災証明書の交付を希望される方は、裏面をご覧ください。
- ・り災証明書の交付が確認できた方から順次、世帯主宛に義援金申請書を送付いたします。

裏面は「り災証明書及び被災証明書の申請について」を掲載しています。

り災証明書及び被災証明書の申請について

平成30年7月豪雨により被害のあった住家の「り災証明書」及び非住家の「被災証明書」について、次のとおり申請を受け付けています。

「り災証明書」とは？

⇒住家の被害程度を証明するものです。

「被災証明書」とは？

⇒店舗、事務所等が被災した場合に、被災した事実を証明するためのものです。

1 受付時間

8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く）

2 受付窓口・問合せ先

里庄町役場総務課 ☎0865-64-3111

3 申請に必要なもの

り災証明書

- (1) り災証明書交付申請書
- (2) 身分証明書（運転免許証、保険証等）
- (3) 被害状況のわかる写真等（写真がない場合は、まずは受付窓口でご相談ください。）

※ 同居の親族以外の方が申請される場合は、申請書中、委任状欄の記入が必要です。委任状欄には委任者の「押印」が必要となりますので、あらかじめ里庄町のホームページから申請書をダウンロードし、委任状欄に必要事項を記入・押印したものをご提出ください。

被災証明書

- (1) 被災証明申請書（兼証明書）
- (2) 委任状（代表者以外の方が申請される場合必要）
- (3) 被害状況のわかる写真等（写真がない場合は、まずは受付窓口でご相談ください。）

※ 代表者以外の方が申請される場合は、委任状をお持ちください。里庄町のホームページから委任状をダウンロードし、必要事項を記入・押印したものをご提出ください。

4 その他

- ・ この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ・ 証明書の交付には、2週間程度かかります。（現地調査を行います。）
- ・ 申請書は、里庄町役場総務課に設置しているほか、里庄町のホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/2/3175.html>)